

# 社団法人埼玉建築設計監理協会

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人埼玉建築設計監理協会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を埼玉県さいたま市南区区内におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、会員の協力により、建築物の設計・工事監理業務(以下建築設計監理業務と言う)の進歩と発展擁護を計り、建築文化の高揚を以って社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築技術の研究及び調査
- (2) 建築文化の高揚に関する諸活動
- (3) 建築設計監理業務の研究及び情報の提供
- (4) 官公庁への協力及び関連団体との連絡交流
- (5) 県民に対する建築技術についての相談及び指導
- (6) 会員の親睦及び福利・厚生事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同する埼玉県内の建築設計監理業務を専門に営む建築士事務所の管理建築士
- (2) 特別会員 元正会員で10年以上在籍した者、もしくは、同等以上の資格を有する者

(3) 準 会 員 この法人の目的に賛同する埼玉県内の建築設計監理專業事務所及び設備設計監理專業事務所の技術者

(4) 賛助会員 この法人の目的に協賛する個人又は法人

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 会費は、総会后 2 月以内に納入するものとする。

ただし特別の事由あるときは分納することができる。

3. 納入した会費は返還しない。

(入 会)

第 7 条 この法人に入会しようとする者は入会申込書を会長に提出し、正会員 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

2. 入会金は、総会において別に定める。

(退 会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2. 会員が死亡、又は資格を失ったときは、退会したものとみなす。

3. 会員が会費をその年度内に納入しないときは、退会したものとみなす。

ただし特別の事由あるときは、この限りでない。

(除 名)

第 9 条 会員がこの法人の名誉をき損し、又はその目的に反する行為をしたときは、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決により、除名することができる。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員に除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

ただし、本人が出頭しなかった場合はこの限りでない。

## 第 3 章 役 員 等

(種別及び選任)

第 10 条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副会長 3名以内
  - (3) 理 事 10名以上 15名以内(会長及び副会長を含む、内1名は会計理事とする)
  - (4) 監 事 3名以内
2. 役員は、総会において正会員のうちから選任する。  
ただし、監事のうち1名以上は、会員外の他業種から選任するものとする。
  3. 理事及び監事は、相互にかねることができない。

(職 務)

- 第 11 条 会長は、この法人を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときその職務を代行する。
  3. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
  4. 会計理事は、この法人の会計を掌る。
  5. 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任 期)

- 第 12 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 役員に欠員を生じたときは、第 10 条第 2 項に準じて補選する。  
ただし補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
  3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解 任)

- 第 13 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧 問・相談役)

- 第 14 条 この法人に顧問・相談役を置くことができる。
2. 顧問は、この法人に功労があった者、又は学識経験者で総会において推薦された者
  3. 相談役は、会長経験者から理事会の推薦により会長が委嘱する。
  4. 顧問・相談役は、各種の会議に随意に出席して意見を述べるができる。

## 第 4 章 会 議

第 15 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 16 条 総会は、正会員をもって構成する

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 17 条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

2. 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 18 条 通常総会は、毎年度 2 回開催する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は正会員の 5 分の 1 以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時開催する。

3. 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(招 集)

第 19 条 会議は、会長が招集する。

2. 総会を招集する時は、正会員に対し会議の目的たる事項、及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、その総会において出席正会員のなかから選任する。

2. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 21 条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の夫々 2 分の 1 以上の出

席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 22 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 24 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 正会員、又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員の数、又は理事の氏名(書面表決者、及び表決委任者を含む)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要、及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長、及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 25 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第 27 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第 28 条 この法人の収支予算は年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後 2 月以内にその年度末財産目録とともに、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 29 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 30 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 31 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、及び第 2 項の規定により解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。
3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、主務官庁の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(委 任)

第 32 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(事務局の設置)

第 33 条 この法人に事務局を設け、有給の職員をおくことができる。

2. 職員は、会長が任免する。

附 則

この定款は昭和45年10月1日より施行する。

1. 一部改正 昭和50年 5月29日
1. 一部改正 昭和50年12月17日
1. 一部改正 昭和51年 5月18日
1. 一部改正 昭和57年 2月15日
1. 一部改正 昭和63年 6月20日
1. 一部改正 平成11年 4月15日
1. 一部改正 平成16年 5月28日

# (社) 埼玉建築設計監理協会

## 定 款 細 則

### (会員の権利・義務)

第 1 条 会員の権利・義務は次のとおりとする。

- 1) 会員は、定款・諸規程及び総会・理事会で議決した事項を遵守しなければならない。
  - 2) 会員は協会の運営に関して意見を述べることができる。
  - 3) 正会員は総会における議決権及び役員の被選挙権をもつものとする。
2. 前項3号における正会員の権利は各1個とする。

### (会 員)

第 2 条 別に定める会員資格規程によるものとする。

### (会費及び入会金)

第 3 条 会員の会費及び入会金は次のとおりとする。

- 1) 正会員は年額 120,000円とする。
- 2) 特別会員は年額 24,000円とする。
- 3) 準会員は年額 24,000円とする。
- 4) 賛助会員は年額 60,000円とする。
- 5) 入会金は全会員 100,000円とする。

(但し特別会員の入会金は免除し、準会員の入会金は半額とする。)

### (入会及び退会)

第 4 条 別に定める会員資格規程によるものとする。

### (除名再審査)

第 5 条 定款第9条により除名された者が その決定に対し意義があるときは、通知を受けた日から1ヶ月以内にその事由を付し会長に再審査の請求をすることができる。

2. 会長は、理事会に諮り前項の請求に理由があると認めるときは、総会に諮って再審査をしなければならない。
3. 前項における再審査で、総会がその除名処分が不当と認定したときは、会長は除名を取消さなければならない。
4. 再審査における決定は本人に通知する。

(役員を選任)

第 6 条 役員を選任は定款第 10 条に基づき次のとおり行う。

- 1) 改選年の 1 月理事会で、当日の会員数により、各ブロックの役員数を決定する。
- 2) 総務委員長を委員長・各ブロック長を構成員とする選挙管理委員会を設置する。  
選挙管理委員長は、各役員を選出が終了するまで、選挙に関する一切の統括を行う。
- 3) (1)に基づき各ブロック所属会員を候補者として、全会員の投票により各ブロックの理事候補者及び監事候補者を選出する。
- 4) 選出された理事候補者から、全会員の投票により会長候補者を選出する。
- 5) 会長候補者は、理事候補者の中から副会長候補者 3 名以内及び会計理事候補者を推薦する。
- 6) 会員外の監事候補者 1 名については、会長が推薦し理事会の承認を受けたのち、総会の承認を受ける。
- 7) 会長及び副会長所属ブロックから、理事 1 名を補充する事ができる。
- 8) その他、役員選出に関して規程なき事項は、すべて選挙管理委員長の指揮に従う。

(役員任期)

第 7 条 会長・副会長・会計理事の任期は長期にわたらないこととする。

(総会の召集通知)

第 8 条 総会の召集通知は、下記の様に記載する。

- 1) 開催日時  
平成〇〇年〇月〇日〇時とする。
- 2) 開催場所  
地名地番、建物名称、会議室名、電話番号等を記載する。
- 3) 会議の目的事項  
『役員任期満了に伴う理事・監事を選任に関する件』『定款一部変更の件、定款第〇条中「・・・」とあるを「・・・」と改める』等具体的に記載する。
- 4) 委任状の書式は別紙のとおりとする。  
但し、人事案件は委任できない。

総会等出欠通知書

私は総会に出席  
欠席  
出席  
欠席  
私は懇談会に出席  
欠席  
します。  
氏名 ○ ○ ○ ○

＊

委任状

私は○○○○君を代理人と定め、(社)埼玉建築設計監理協会の平成○○年度通常総会の議決に関する一切の権限を委任します。  
平成○○年○月 ○日

氏名 ○ ○ ○ ○ .

書面表決書

私は(社)埼玉建築設計監理協会の平成○○年度通常総会の議案につき下記のとおり書面表決します。

平成○○年○月 ○日 氏名 ○ ○ ○ ○ .

- |                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 1) ○○年度事業報告承認の件  | 賛 | 否 |
| 2) ○○年度収支計算承認の件  | 賛 | 否 |
| 3) 財産目録承認の件      | 賛 | 否 |
| 4) ○○年度事業計画案承認の件 | 賛 | 否 |
| 5) ○○年度収支予算案承認の件 | 賛 | 否 |

※ 総会出席の方は出欠通知書だけ記入して投函してください。  
総会欠席の方は「委任状」及び「書面表決書」のどちらかを選び、記名捺印の上投函してください。

(議 事 録)

第 9 条 議事録は下記の様に作成する。

- 1) 開会の日時および場所
- 2) 構成員の現在数
- 3) 会議に出席した構成員の数、又は理事の氏名  
(書面表決者および表決委任者を含む)
- 4) 議決事項
- 5) 議事の経過の要領および発言者の発言要旨
- 6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 7) 議長および議事録署名人の署名、押印

(定 例 会)

第 10 条 定款の目的に沿い、定例会を下記のとおり行う。

- 1) 定例会は全会員による意見交換会とする。
- 2) 原則として年6回以上開催する。
- 3) 各委員会が交替にて担当する。
- 4) 会員はつとめて定例会に参加するものとする。
- 5) 定例会には、前もって会長あてに届け出でされた者の代理出席を認める。

(ブロック)

第 11 条 地域における会員相互の交流と、親睦を計る為、下記のブロックを置く。

東部ブロック

西部ブロック

北部ブロック

大宮ブロック

浦和・南部ブロック

2. 各ブロックにブロック長と副ブロック長を置き、ブロック長は理事を兼ねるものとする。
3. 各ブロックへ毎年活動費を補助する。

(委 員 会)

第 12 条 下記の6委員会を置き会務を分担する。

担当は改選後の新理事会で決定し、委員長は理事会の互選により決定する。

会員は必ずいずれかの委員会に所属するものとする。

委員長は、委員会構成員の互選により副委員長を決定し、理事会に報告する。

副会長は各委員会を分担担当し、委員会に出席することができる。

総務委員会

賛助会委員会

広報委員会

福利厚生委員会

技術研修委員会

業務委員会

2. 理事会は、総会直後の理事会において所属委員会についての会員の希望をもとに、構成委員の過不足を調整してこれを決定する。
3. 全理事を構成員として、財務委員会を置く。  
委員長は会計理事とし、副委員長は総務委員長とする。
4. 必要に応じて特別委員会を置くことができる。  
特別委員会の構成員は理事会で決定する。  
委員長、副委員長は特別委員会構成員の互選とする。
5. 会長はすべての委員会に出席することができる。

#### 附 則

1. この細則は理事会の議決をもって定める。
1. この細則は平成 2年 4月 20日より施行する。
1. この細則は平成 11年 4月 15日より施行する。
1. この細則は平成 13年 10月 26日一部改正する。
1. この細則は平成 16年 4月 23日一部改正する。
1. この細則は平成 21年 5月 19日一部改正する。

# (社) 埼玉建築設計監理協会

## 会員資格規程

### 第 1 章 目 的

- 第 1 条 この規程は、この法人の会員資格および入会希望者の取扱いその他に関する事項を規定する。

### 第 2 章 資 格

- 第 2 条 正会員になろうとする者は、埼玉県内に3年以上継続して建築士事務所を営んでいる管理建築士とする。
- 第 3 条 正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書に定められた事項を記載し、推薦者2名、署名捺印の上推薦者を通じ事務局より会長に提出する。
- 第 4 条 前項の推薦者は、現理事又は入会后3年以上経過した正会員であることを要する。
- 第 5 条 会長は、入会審査を理事会に委託する。
- 第 6 条 理事会は、入会希望者に面接するとともに、入会資格の適否を審査し、入会申し込み書類を公示して全会員の意見徴収を行う。
- 第 7 条 理事会は、定款第7条に基づき、1ヶ月以上の公示を経た後の理事会で慎重審議の上入会の認否を決し、結果をこの直後に開かれる定例会又は総会において報告する。
- 第 8 条 入会が承認された入会希望者に対し、会長はその旨を通知すると同時に、納期を指定し所定の入会金および会費の請求をしなければならない。
- 第 9 条 入会を承認された入会希望者は、入会金および会費等の納入を以って正会員となる。ただし、入会承認後1ヶ月以内に会費等の納入をしなければならない。
- 第 10 条 正会員の後継者が当該正会員に代って会員の資格継承を希望する場合、その後継者は、一級建築士の資格を有するとともに管理技術者となることを要する。  
2. 前項の後継者については、継承願に経歴書を添え理事会に付議し、直後に開かれる例会において報告する。

### 第 3 章 会費・入会金の納入

- 第 11 条 会費は、理事会において定められた期日までに納入しなければならない。
- 第 12 条 会費は、原則として全納するものとする。

第 13 条 10 月 1 日以降に入会の確定した会員の会費は半期分とする。

第 14 条 会費以外の会員負担金の取扱いも第 11 条に準ずる。

## 第 4 章 退 会

第 15 条 退会届の審議および承認は退会届が提出された直後の理事会において行うものとし、退会確定の日は退会届提出の日とする。

第 16 条 会費納入義務を履行しない会員について理事会は事務局より当該会員に文書によって、納入期限を定めた督促をする。

2. 前項の督促にもかかわらず会費を納入しない会員に対し理事会は定款第 8 条 3 項による退会者とみなし、当該会員に通知するとともに例会においてその旨報告しなければならない。

第 17 条 出席義務を履行しない会員について理事会は事務局より当該会員に文書によって、出席をうながす勧告を行なう。

第 18 条 前条を適用する会員とは、例会および総会出席率が一事業年度中 50 パーセントに満たない会員をいう。当該者は出席義務を履行できない正当な事由があることを明記した文書を会長に提出する。

## 第 5 章 休 会

第 19 条 会員は、6 ヶ月以上の長期にわたり正会員として活動できないと思われるときは、所定の休会願に定める事項を記載し会長に提出しなければならない。

第 20 条 休会の申し出は、委任状により代理人によってもこれをなし得る。ただし代理人は正会員とする。

第 21 条 休会願は理事会によって承認されることを要する。申し出人はその翌日より承認された期間、休会中の会員となる。

第 22 条 休会中の正会員は、一切の表決権および被選挙権を有しない。

第 23 条 休会の期限到来により、もしくは期限到来前に復帰しようとするときは会長に届け出る。

第 24 条 休会中の会員が休会期限の延長を希望する場合には、本人又はその代理人が理由を記載した文書を会長に提出しなければならない。

第 25 条 不時の災害等の理由で休会を承認された会員に対し、理事会が会費の一部または全額を免除し、本人に文書で通知した場合を除き、休会中も会費を納入しなければならない。

## 第6章 特別会員・準会員並に賛助会員

第 26 条 特別会員・準会員は、入会に際して所定の入会申込書に定める事項を記載し提出の上、会長より理事会の承認を得るものとする。

第 27 条 特別会員・準会員は、本会のあらゆる会合および行事に出席できる。ただし、一切の表決権および被選挙権を有しない。

第 28 条 賛助会員は、入会に際して所定の入会申込書に定める事項を記載し提出の上、会長より理事会の承認を得るものとする。

第 29 条 特別会員・準会員並に賛助会員の会費は一括払いとし、会費は別に定める。

第 30 条 特別会員・準会員並に賛助会員が会費を納入しない場合は、自然脱会したものとみなす。

### 附 則

1. この規程は理事会の議決をもって定める。
1. この規程は、昭和 53 年 1 月 21 より施行する。
1. 一部改正 昭和 54 年 11 月 29 日
1. 一部改正 昭和 63 年 3 月 25 日
1. 一部改正 平成 11 年 4 月 15 日
1. 一部改正 平成 11 年 8 月 20 日
1. 一部改正 平成 13 年 10 月 26 日
1. 一部改正 平成 16 年 4 月 23 日